

薬局機能情報報告書記載上の注意事項

令和5年11月1日付け厚生労働省医薬局通知（医薬発1101第2号）「薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点について」を参照し記載すること。

なお、本県独自項目である「山口県健康エキスパート薬剤師の有無」については、以下を参照すること。

3 薬局サービス等

(1) 山口県健康エキスパート薬剤師の有無

有	山口県健康エキスパート薬剤師がいる場合
無	それ以外の場合